（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第八項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第十八項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第二十五条　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「新法」を「地方税法」に改める。

附則第十条第一項中「新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項」を「地方税法附則第十八条の三（同法附則第二十一条の二第二項」に、「新法附則第二十七条の四の二第二項」を「同法附則第二十七条の四の二第二項」に改め、同条第二項中「新法附則第十八条第六項第一号」を「地方税法附則第十八条第六項第一号」に、「新法附則第十八条の三第一項」を「同法附則第十八条の三第一項」に、「新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項」を「同法附則第十七条及び第十八条（同法附則第二十一条の二第二項」に改め、同条第三項中「新法附則第十八条第六項第二号」を「地方税法附則第十八条第六項第二号」に、「新法附則第十八条の三第一項」を「同法附則第十八条の三第一項」に、「新法附則第十七条第七号」を「同法附則第十七条第七号」に、「新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項」を「同法附則第二十一条の二第二項」に改め、同条第四項中「新法附則第十八条の三第一項」を「地方税法附則第十八条の三第一項」に、「新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項」を「同法附則第十七条及び第十八条（同法附則第二十一条の二第二項」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第四号

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第九号中「平成三年度から平成二十四年度まで」を「平成四年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同項第十一号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度から平成五年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十七号中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、「及び平成二十三年度」を「から平成二十四年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同表第四十二号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同表第四十四号中「平成三年度」を「平成四年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同表第四十五号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同表第四十六号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同号(6)中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同表第五十一号中「平成二十三年度において」を「平成二十三年度及び平成二十四年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第九号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同項第十号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同項第十一号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十六号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十七号中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加える。

附則第四条の見出し中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第一項中「平成二十四年度に限り」を「平成二十五年度に限り」に、「第七号まで」を「第五号まで」に、「一兆九千七百億円」を「一兆八千九百億円」に、「第八号から第十号まで」を「第六号から第八号まで」に、「附則第十一条及び第十三条第一項」を「附則第十三条第一項」に、「六千七百四億千三百六十万四千円」を「六千五十三億二百四十二万二千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「旧法附則第四条の二第三項」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「六千二百三十四億八千五百万円」を「五千五百八十一億円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度から平成五年度まで」に改め、同項第十号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同項第十一号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十六号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同項第十七号中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加える。

附則第十条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第九号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十一号中「平成四年度から平成五年度までの各年度」を「平成五年度から平成六年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十七号中「平成二十四年度」の下に「及び平成二十五年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成二十四年度」の下に「及び平成二十五年度」を加え、「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成二十四年度」の下に「及び平成二十五年度」を加え、同表第四十二号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同表第四十四号中「平成四年度」を「平成五年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同表第四十五号中「平成四年度から平成五年度までの各年度」を「平成五年度から平成六年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に改め、同号(6)中「平成二十四年度」の下に「及び平成二十五年度」を加え、同表第五十一号中「平成二十四年度において」を「平成二十四年度及び平成二十五年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第九号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成四年度から平成五年度までの各年度」を「平成五年度から平成六年度までの各年度」に改め、同項第十一号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十六号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十七号中「平成二十四年度」の下に「及び平成二十五年度」を加える。

附則第十条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第九号中「平成五年度から平成二十五年度まで」を「平成六年度から平成二十六年度まで」に改め、同項第十号中「平成五年度から平成二十五年度まで」を「平成六年度から平成二十六年度まで」に改め、同項第十一号中「平成五年度から平成六年度までの各年度」を「平成六年度から平成七年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第十七号中「平成二十五年度」の下に「及び平成二十六年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成二十五年度」の下に「及び平成二十六年度」を加え、「及び平成二十五年度」を「から平成二十六年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成二十五年度」の下に「及び平成二十六年度」を加え、同表第四十二号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同表第四十四号中「平成五年度」を「平成六年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同表第四十五号中「平成五年度から平成六年度までの各年度」を「平成六年度から平成七年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に改め、同号(6)中「平成二十五年度」の下に「及び平成二十六年度」を加え、同表第五十一号中「平成二十五年度において」を「平成二十五年度及び平成二十六年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項第九号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十一号中「平成六年度から平成七年度までの各年度」を「平成七年度から平成八年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項第十七号中「平成二十六年度」の下に「及び平成二十七年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成二十六年度」の下に「及び平成二十七年度」を加え、「及び平成二十六年度」を「から平成二十七年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成二十六年度」の下に「及び平成二十七年度」を加え、同表第四十二号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同表第四十四号中「平成六年度」を「平成七年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同表第四十五号中「平成六年度から平成七年度までの各年度」を「平成七年度から平成八年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に改め、同号(6)中「平成二十六年度」の下に「及び平成二十七年度」を加え、同表第五十一号中「平成二十六年度において」を「平成二十六年度及び平成二十七年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第九号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度から平成二十八年度まで」に改め、同項第十号中「平成七年度から平成二十七年度まで」を「平成八年度から平成二十八年度まで」に改め、同項第十一号中「平成七年度から平成八年度までの各年度」を「平成八年度から平成九年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第十七号中「平成二十七年度」の下に「及び平成二十八年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成二十七年度」の下に「及び平成二十八年度」を加え、「及び平成二十七年度」を「から平成二十八年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成二十七年度」の下に「及び平成二十八年度」を加え、同表第四十二号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同表第四十四号中「平成七年度」を「平成八年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同表第四十五号中「平成七年度から平成八年度までの各年度」を「平成八年度から平成九年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に改め、同号(6)中「平成二十七年度」の下に「及び平成二十八年度」を加え、同表第五十一号中「平成二十七年度において」を「平成二十七年度及び平成二十八年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第九号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成九年度までの各年度」を「平成九年度から平成十年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第十七号中「平成二十八年度」の下に「及び平成二十九年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成二十八年度」の下に「及び平成二十九年度」を加え、「及び平成二十八年度」を「から平成二十九年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成二十八年度」の下に「及び平成二十九年度」を加え、同表第四十二号中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表第四十四号中「平成八年度」を「平成九年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表第四十五号中「平成八年度から平成九年度までの各年度」を「平成九年度から平成十年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十八年度まで」を「平成二十九年度まで」に改め、同号(6)中「平成二十八年度」の下に「及び平成二十九年度」を加え、同表第五十一号中「平成二十八年度において」を「平成二十八年度及び平成二十九年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第九号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十一号中「平成九年度から平成十年度までの各年度」を「平成十年度から平成十一年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第十七号中「平成二十九年度」の下に「及び平成三十年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成二十九年度」の下に「及び平成三十年度」を加え、「及び平成二十九年度」を「から平成三十年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成二十九年度」の下に「及び平成三十年度」を加え、同表第四十二号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同表第四十四号中「平成九年度」を「平成十年度」に、「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同表第四十五号中「平成九年度から平成十年度までの各年度」を「平成十年度から平成十一年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十九年度まで」を「平成三十年度まで」に改め、同号(6)中「平成二十九年度」の下に「及び平成三十年度」を加え、同表第五十一号中「平成二十九年度において」を「平成二十九年度及び平成三十年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同項第九号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から平成三十一年度まで」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から平成三十一年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成十一年度までの各年度」を「平成十一年度から平成十二年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同項第十七号中「平成三十年度」の下に「及び平成三十一年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成三十年度」の下に「及び平成三十一年度」を加え、「及び平成三十年度」を「から平成三十一年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成三十年度」の下に「及び平成三十一年度」を加え、同表第四十二号中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に改め、同表第四十三号中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同表第四十四号中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同表第四十五号中「平成十年度から平成十一年度までの各年度」を「平成十一年度から平成十二年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同表第四十七号中「平成三十年度まで」を「平成三十一年度まで」に改め、同号(6)中「平成三十年度」の下に「及び平成三十一年度」を加え、同表第五十一号中「平成三十年度において」を「平成三十年度及び平成三十一年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に、「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改め、同項第九号中「平成十一年度から平成三十一年度まで」を「平成十二年度から平成三十二年度まで」に改め、同項第十号中「平成十一年度から平成三十一年度まで」を「平成十二年度から平成三十二年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十一年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十二年度から平成十三年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改め、同項第十七号中「平成三十一年度」の下に「及び平成三十二年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成三十一年度」の下に「及び平成三十二年度」を加え、「及び平成三十一年度」を「から平成三十二年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成三十一年度」の下に「及び平成三十二年度」を加え、同表第四十二号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同表第四十三号中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改め、同表第四十四号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改め、同表第四十五号中「平成十一年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十二年度から平成十三年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改め、同表第四十七号中「平成三十一年度まで」を「平成三十二年度まで」に改め、同号(6)中「平成三十一年度」の下に「及び平成三十二年度」を加え、同表第五十一号中「平成三十一年度において」を「平成三十一年度及び平成三十二年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「平成元年度」を「平成二年度」に、「平成三十二年度」を「平成三十三年度」に改め、同項第九号中「平成十二年度から平成三十二年度まで」を「平成十三年度から平成三十三年度まで」に改め、同項第十号中「平成十二年度から平成三十二年度まで」を「平成十三年度から平成三十三年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十二年度から平成十三年度までの各年度」を「平成十三年度から平成十四年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成三十二年度」を「平成三十三年度」に改め、同項第十七号中「平成三十二年度」の下に「及び平成三十三年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成三十二年度」の下に「及び平成三十三年度」を加え、「及び平成三十二年度」を「から平成三十三年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成三十二年度」の下に「及び平成三十三年度」を加え、同表第四十二号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表第四十三号中「平成三十二年度」を「平成三十三年度」に改め、同表第四十四号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成三十二年度」を「平成三十三年度」に改め、同表第四十五号中「平成十二年度から平成十三年度までの各年度」を「平成十三年度から平成十四年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表第四十七号中「平成三十二年度まで」を「平成三十三年度まで」に改め、同号(6)中「平成三十二年度」の下に「及び平成三十三年度」を加え、同表第五十一号中「平成三十二年度において」を「平成三十二年度及び平成三十三年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「平成二年度」を「平成三年度」に、「平成三十三年度」を「平成三十四年度」に改め、同項第九号中「平成十三年度から平成三十三年度まで」を「平成十四年度から平成三十四年度まで」に改め、同項第十号中「平成十三年度から平成三十三年度まで」を「平成十四年度から平成三十四年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十三年度から平成十四年度までの各年度」を「平成十四年度から平成十五年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成三十三年度」を「平成三十四年度」に改め、同項第十七号中「平成三十三年度」の下に「及び平成三十四年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成三十三年度」の下に「及び平成三十四年度」を加え、「及び平成三十三年度」を「から平成三十四年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成三十三年度」の下に「及び平成三十四年度」を加え、同表第四十二号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同表第四十三号中「平成三十三年度」を「平成三十四年度」に改め、同表第四十四号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「平成三十三年度」を「平成三十四年度」に改め、同表第四十五号中「平成十三年度から平成十四年度までの各年度」を「平成十四年度から平成十五年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表第四十七号中「平成三十三年度まで」を「平成三十四年度まで」に改め、同号(6)中「平成三十三年度」の下に「及び平成三十四年度」を加え、同表第五十一号中「平成三十三年度において」を「平成三十三年度及び平成三十四年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「平成三年度」を「平成四年度」に、「平成三十四年度」を「平成三十五年度」に改め、同項第九号中「平成十四年度から平成三十四年度まで」を「平成十五年度から平成三十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成十四年度から平成三十四年度まで」を「平成十五年度から平成三十五年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十四年度から平成十五年度までの各年度」を「平成十五年度から平成十六年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成三十四年度」を「平成三十五年度」に改め、同項第十七号中「平成三十四年度」の下に「及び平成三十五年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成三十四年度」の下に「及び平成三十五年度」を加え、「及び平成三十四年度」を「から平成三十五年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成三十四年度」の下に「及び平成三十五年度」を加え、同表第四十二号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表第四十三号中「平成三十四年度」を「平成三十五年度」に改め、同表第四十四号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「平成三十四年度」を「平成三十五年度」に改め、同表第四十五号中「平成十四年度から平成十五年度までの各年度」を「平成十五年度から平成十六年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同表第四十七号中「平成三十四年度まで」を「平成三十五年度まで」に改め、同号(6)中「平成三十四年度」の下に「及び平成三十五年度」を加え、同表第五十一号中「平成三十四年度において」を「平成三十四年度及び平成三十五年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「平成四年度」を「平成五年度」に、「平成三十五年度」を「平成三十六年度」に改め、同項第九号中「平成十五年度から平成三十五年度まで」を「平成十六年度から平成三十六年度まで」に改め、同項第十号中「平成十五年度から平成三十五年度まで」を「平成十六年度から平成三十六年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十五年度から平成十六年度までの各年度」を「平成十六年度から平成十七年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成三十五年度」を「平成三十六年度」に改め、同項第十七号中「平成三十五年度」の下に「及び平成三十六年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成三十五年度」の下に「及び平成三十六年度」を加え、「及び平成三十五年度」を「から平成三十六年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成三十五年度」の下に「及び平成三十六年度」を加え、同表第四十二号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同表第四十三号中「平成三十五年度」を「平成三十六年度」に改め、同表第四十四号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に、「平成三十五年度」を「平成三十六年度」に改め、同表第四十五号中「平成十五年度から平成十六年度までの各年度」を「平成十六年度から平成十七年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同表第四十七号中「平成三十五年度まで」を「平成三十六年度まで」に改め、同号(6)中「平成三十五年度」の下に「及び平成三十六年度」を加え、同表第五十一号中「平成三十五年度において」を「平成三十五年度及び平成三十六年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に、「平成三十六年度」を「平成三十七年度」に改め、同項第九号中「平成十六年度から平成三十六年度まで」を「平成十七年度から平成三十七年度まで」に改め、同項第十号中「平成十六年度から平成三十六年度まで」を「平成十七年度から平成三十七年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十六年度から平成十七年度までの各年度」を「平成十七年度から平成十八年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成三十六年度」を「平成三十七年度」に改め、同項第十七号中「平成三十六年度」の下に「及び平成三十七年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成三十六年度」の下に「及び平成三十七年度」を加え、「及び平成三十六年度」を「から平成三十七年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成三十六年度」の下に「及び平成三十七年度」を加え、同表第四十二号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表第四十三号中「平成三十六年度」を「平成三十七年度」に改め、同表第四十四号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に、「平成三十六年度」を「平成三十七年度」に改め、同表第四十五号中「平成十六年度から平成十七年度までの各年度」を「平成十七年度から平成十八年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同表第四十七号中「平成三十六年度まで」を「平成三十七年度まで」に改め、同号(6)中「平成三十六年度」の下に「及び平成三十七年度」を加え、同表第五十一号中「平成三十六年度において」を「平成三十六年度及び平成三十七年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「平成六年度」を「平成七年度」に、「平成三十七年度」を「平成三十八年度」に改め、同項第九号中「平成十七年度から平成三十七年度まで」を「平成十八年度から平成三十八年度まで」に改め、同項第十号中「平成十七年度から平成三十七年度まで」を「平成十八年度から平成三十八年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十七年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十八年度から平成十九年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成三十七年度」を「平成三十八年度」に改め、同項第十七号中「平成三十七年度」の下に「及び平成三十八年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成三十七年度」の下に「及び平成三十八年度」を加え、「及び平成三十七年度」を「から平成三十八年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成三十七年度」の下に「及び平成三十八年度」を加え、同表第四十二号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同表第四十三号中「平成三十七年度」を「平成三十八年度」に改め、同表第四十四号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「平成三十七年度」を「平成三十八年度」に改め、同表第四十五号中「平成十七年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十八年度から平成十九年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同表第四十七号中「平成三十七年度まで」を「平成三十八年度まで」に改め、同号(6)中「平成三十七年度」の下に「及び平成三十八年度」を加え、同表第五十一号中「平成三十七年度において」を「平成三十七年度及び平成三十八年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「平成七年度」を「平成八年度」に、「平成三十八年度」を「平成三十九年度」に改め、同項第九号中「平成十八年度から平成三十八年度まで」を「平成十九年度から平成三十九年度まで」に改め、同項第十号中「平成十八年度から平成三十八年度まで」を「平成十九年度から平成三十九年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十八年度から平成十九年度までの各年度」を「平成十九年度から平成二十年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成三十八年度」を「平成三十九年度」に改め、同項第十七号中「平成三十八年度」の下に「及び平成三十九年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成三十八年度」の下に「及び平成三十九年度」を加え、「及び平成三十八年度」を「から平成三十九年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成三十八年度」の下に「及び平成三十九年度」を加え、同表第四十二号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同表第四十三号中「平成三十八年度」を「平成三十九年度」に改め、同表第四十四号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に、「平成三十八年度」を「平成三十九年度」に改め、同表第四十五号中「平成十八年度から平成十九年度までの各年度」を「平成十九年度から平成二十年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第四十七号中「平成三十八年度まで」を「平成三十九年度まで」に改め、同号(6)中「平成三十八年度」の下に「及び平成三十九年度」を加え、同表第五十一号中「平成三十八年度において」を「平成三十八年度及び平成三十九年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「平成八年度」を「平成九年度」に、「平成三十九年度」を「平成四十年度」に改め、同項第九号中「平成十九年度から平成三十九年度まで」を「平成二十年度から平成四十年度まで」に改め、同項第十号中「平成十九年度から平成三十九年度まで」を「平成二十年度から平成四十年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十九年度から平成二十年度までの各年度」を「平成二十年度から平成二十一年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成三十九年度」を「平成四十年度」に改め、同項第十七号中「平成三十九年度」の下に「及び平成四十年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成三十九年度」の下に「及び平成四十年度」を加え、「及び平成三十九年度」を「から平成四十年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成三十九年度」の下に「及び平成四十年度」を加え、同表第四十二号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同表第四十三号中「平成三十九年度」を「平成四十年度」に改め、同表第四十四号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に、「平成三十九年度」を「平成四十年度」に改め、同表第四十五号中「平成十九年度から平成二十年度までの各年度」を「平成二十年度から平成二十一年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同表第四十七号中「平成三十九年度まで」を「平成四十年度まで」に改め、同号(6)中「平成三十九年度」の下に「及び平成四十年度」を加え、同表第五十一号中「平成三十九年度において」を「平成三十九年度及び平成四十年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「平成九年度」を「平成十年度」に、「平成四十年度」を「平成四十一年度」に改め、同項第九号中「平成二十年度から平成四十年度まで」を「平成二十一年度から平成四十一年度まで」に改め、同項第十号中「平成二十年度から平成四十年度まで」を「平成二十一年度から平成四十一年度まで」に改め、同項第十一号中「平成二十年度から平成二十一年度までの各年度」を「平成二十一年度から平成二十二年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成四十年度」を「平成四十一年度」に改め、同項第十七号中「平成四十年度」の下に「及び平成四十一年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成四十年度」の下に「及び平成四十一年度」を加え、「及び平成四十年度」を「から平成四十一年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成四十年度」の下に「及び平成四十一年度」を加え、同表第四十二号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表第四十三号中「平成四十年度」を「平成四十一年度」に改め、同表第四十四号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「平成四十年度」を「平成四十一年度」に改め、同表第四十五号中「平成二十年度から平成二十一年度までの各年度」を「平成二十一年度から平成二十二年度までの各年度」に改め、同表第四十六号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表第四十七号中「平成四十年度まで」を「平成四十一年度まで」に改め、同号(6)中「平成四十年度」の下に「及び平成四十一年度」を加え、同表第五十一号中「平成四十年度において」を「平成四十年度及び平成四十一年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「平成十年度」を「平成十一年度」に、「平成四十一年度」を「平成四十二年度」に改め、同項第九号中「平成二十一年度から平成四十一年度まで」を「平成二十二年度から平成四十二年度まで」に改め、同項第十号中「平成二十一年度から平成四十一年度まで」を「平成二十二年度から平成四十二年度まで」に改め、同項第十一号中「平成二十一年度から平成二十二年度までの各年度」を「平成二十二年度から平成二十三年度までの各年度」に改め、同項第十二号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成四十一年度」を「平成四十二年度」に改め、同項第十七号中「平成四十一年度」の下に「及び平成四十二年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「(平成四十一年度」の下に「及び平成四十二年度」を加え、「及び平成四十一年度」を「から平成四十二年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成四十